

令和5年10月5日

各務原市内介護保険サービス事業所
軽費老人ホーム
有料老人ホーム
サービス付き高齢者向け住宅 各位

いつもお世話になっております。
各務原市役所 介護保険課の鈴木と申します。
岐阜県より標記の情報提供がありましたので、ご確認の程よろしくお願ひいたします。

平素より、県の高齢者・障がい者福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、これまでの予防的検査の受検に際し、円滑な検査実施にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、5月8日以降、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に変更されておりますが、県では職員が施設内に感染を持ち込むことを予防するための検査(以下、「予防的検査」という。)を続けており、令和5年10月以降も下記のとおり実施することとしたところです。

【岐阜県ホームページ】

〈高齢者・障がい者施設及び介護保険・障害福祉サービス事業所の職員に対する抗原定性検査(定期検査)〉

URL:<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/240377.html>

よろしくお願ひいたします。

=====
岐阜県健康福祉部 感染症対策推進課 社会的検査チーム
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
電話 :058-272-1111(内線 9312,9313)
=====

★-----
各務原市役所 健康福祉部
介護保険課 施設指導係

TEL:058-383-2067(直通)

FAX:058-383-6365

mail:kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp

